

長野県下伊那農業高等学校同窓会会則

- 第1条 本会は長野県下伊那農業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務所を母校内におく。
- 第3条 本会は別に定める支会をおく。
- 第4条 本会は会員相互の親睦と母校の向上発展をはかり、あわせて地域の産業の振興に貢献することをもって目的とする。
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 長野県下伊那農学校並びに下伊那農業高等学校卒業生
2. 賛助会員 母校教職員
3. 名誉会員 母校及び本会对し特に功労があり、理事会において推薦したるもの。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名 2. 副会長 3名（内1名を女性とする）
3. 理事 若干名 4. 監事 3名 5. 幹事 若干名
6. 顧問 若干名
- 第7条 各役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は会を統理し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
3. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
4. 監事は会務を監査する。
5. 代議員は代議員会を構成し、総会にかわり事業及び予算を議決する。
6. 幹事は理事会及び代議員会の決定に基き、会務の執行を補佐する。
- 第8条 役員及び代議員は次の通り選出し構成する。
1. 会長、副会長、理事、監事は代議員会の選出による。
2. 幹事…母校に在職する正会員。
3. 代議員
イ. 各支会毎に1名を選出する。但し、会員100名を越える毎に1名を増すものとする。
ロ. 母校に在職する正会員
ハ. 卒業年次毎に選出するもの若干名。
4. 顧問…理事会で推薦するもの。
- 第9条 役員及び代議員の任期は3年とし、補欠の場合は前任者の任期を継承する。但し、再選を妨げない。
- 第10条 本会の会合は次の通りとする。
1. 通常総会 毎年1回
2. 臨時総会 会長または理事会の必要と認めたとき。
3. 理事会 会長の必要と認めたとき。
4. 代議員会 会長または理事会の必要と認めたとき。
5. 幹事会 幹事長の必要と認めたとき。
- 第11条 緊急な事項は会長が幹事長にはかり、適宜にこれを処理する。
- 第12条 会則の変更は、代議員の協賛を経て総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。
- 第13条 本会は次の収入により運営する。
1. 入会金
2. 永年会費
3. 周年事業積立金
4. その他
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

細 則

＜ 支 会 ＞

1. 会則第3条による支会は次のようにおく。
上片桐，大島，生田，大鹿，河野，神稲，喬木，山吹，市田，上郷，鼎，清内路，阿智，
浪合，平谷，根羽，下条，富草，大下条，旦開，売木，和合，遠山，泰阜，座光寺，飯田，
松尾，竜丘，伊賀良，山本，三穂，川路，千代，竜江，下久堅，上久堅，中川，東京，東海，
飯田市役所
2. 支会は地域別支会と職場支会とし、職場支会に属する会員は、地域別支会の会員を兼ねることができる。
3. 新しく支会を設立する場合は、代議員会の承認を要する。

(平成21年5月30日改正)
(平成29年5月20日改正)
(令和8年5月24日改正)